

第6章 服 制

○大雪消防組合消防吏員の服制に関する 規則

〔昭和52年11月8日〕
〔規則第4号〕

改正 平成13年12月10日規則第1号 平成19年2月26日規則第6号

消防組織法(昭和22年法律第226号)第16条第2項に基づく消防吏員の服制については、消防庁において定めた消防吏員服制基準(平成13年3月30日消防庁告示第10号)によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年12月10日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年2月26日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。